

ー福岡県最低賃金額改定のお知らせー

福岡県最低賃金が次のとおり改定されます。

令和元年10月1日から

1時間841円（27円アップ）

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金引上げには「業務改善助成金」をご活用ください。

問合せ先 福岡労働局労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <https://isite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

1 福岡県最低賃金のお知らせ

令和元年10月1日から
1時間841円に改定されます。

【問合せ先】 福岡労働局労働基準部監督課賃金室(092-411-4578)
またはお近くの労働基準監督署

2 最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業 ＜「業務改善助成金」のご案内＞

～最低賃金改定前に早めの申請を～

企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
30円以上	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模30人以下の事業場
	4～6人	70万円	
	7人以上	100万円	

【相談窓口】・最低賃金・賃金引上げのための業務改善に関するご相談
福岡県働き方改革推進支援センター(0800-888-1699)
・支援事業に関するご相談(申請先)
福岡労働局雇用環境・均等部企画課(092-411-4717)

3 キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

・すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

・支給額は以下のとおりです ()は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額

- ① すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合
対象労働者数が 1人～ 3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円))
4人～ 6人:19万円 <24万円>(14万2,500円<18万円))
7人～ 10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円))
11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円))
- ② 一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合
対象労働者数が 1人～ 3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円))
4人～ 6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円))
7人～ 10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円))
11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円))

※中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算

※上記において、職務評価を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算

【問合せ先】 福岡労働局 福岡助成金センター(092-411-4701)